

第6回 JSPO 総務発第110号  
令和7年1月15日

都道府県スポーツ協会 事務局長 様  
都道府県スポーツ少年団 本部長 様  
都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 代表者 様

公益財団法人日本スポーツ協会  
事務局長 岩田史昭

公益財団法人日本スポーツ協会  
日本スポーツ少年団  
本部長 益子直美

総合型地域スポーツクラブ全国協議会  
幹事長 渡邊優子

#### 子どもに対する性暴力防止に向けた対応方針の策定について

平素より当協会スポーツ推進事業に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(通称「子ども性暴力防止法」)が公布されました。今後、公布の日(令和6年6月26日)から起算して2年6か月以内に施行された上で、学校設置者等に児童生徒に対する性暴力等を防止するための措置が義務付けられる他、認定事業者(学習塾やスポーツクラブ等)に対しても、学校設置者等に求められる措置の実施が義務付けられます。事業者の認定は任意の制度ですが、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなど、子ども向けの事業を実施しているスポーツ団体も対象と成り得ます。

そこで、当協会では子どもたちが安全・安心にスポーツを継続して楽しむことができるよう、子どもたちのスポーツ環境の健全性と安全性を確保することを目的とした対応方針を別添のとおり策定いたしました。具体的な取組については、今後公表が予定されている関係ガイドライン等の内容を踏まえ、検討をしまいる所存です。

貴団体におかれましても、当対応方針を参考に貴団体内での対応をご検討いただくとともに、関係団体等への周知等を通じて、引き続き子どもが安全・安心にスポーツを楽しめる環境づくりへのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 同封資料

日本スポーツ協会における子どもに対する性暴力防止に向けた対応方針

## 2. 参考情報

- こども家庭庁ホームページ

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

- 政府広報オンライン

「こどもを性被害から守るために周囲の大人ができること」

<https://www.gov-online.go.jp/article/202312/entry-5240.html>

【本件に関するお問合せ先】

総務部 総務課

TEL:03-6910-5801

Email:[soumu@japan-sports.or.jp](mailto:soumu@japan-sports.or.jp)